

県国語部会による「会員の自主研修に係る助成事業」

兵庫県高等学校教育研究会国語部会

1 目的

教員免許更新制度の廃止に伴い、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）により、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和5年4月1日から施行されることとなった。また、「主体的な教師の学び」、「個別最適な教師の学び」、「協働的な教師の学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示される中、国公立を問わず、学校管理職等と教師との積極的な対話に基づく、一人一人の教師に応じた研修等の奨励などを通じた教師の資質向上のための環境づくりの重要性が指摘されていることから、本部会としても会員の積極的な自主研修を奨励するとともに、研修に必要な経費の一部について補助することで、会員の資質向上への意欲を高める。

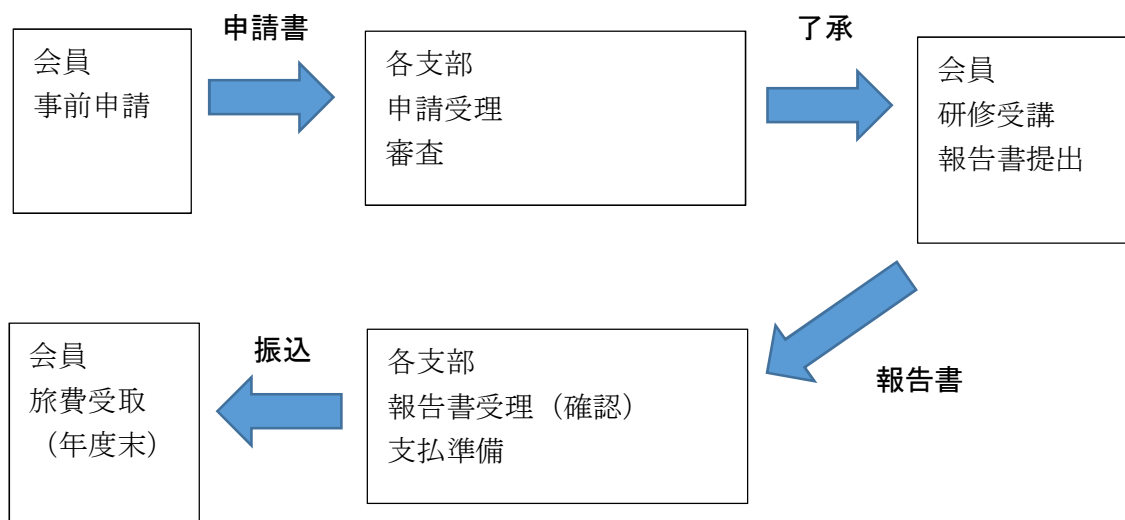
2 助成内容

会員の自主的な研修について、研修会場までの往復の旅費を全額補助する。

ただし、

- (1) 研修は国語の指導に関係する内容とし、教員としての資質向上に資するものとする。
- (2) 土日に開催するセミナーや研修等、県費での出張が不可のものに限る。
- (3) 会員一人につき年度内1回、5,000円を上限として補助する。
- (4) 旅費は公共交通機関の運賃をもとに算出することを原則とする。（特急料金は除く）
- (5) その他詳細は別途定める。

3 申請の流れ



令和 5 年度研修旅費補助制度の申請の進め方（会員）

兵庫県高等学校教育研究会国語部会

1 研修旅費補助制度について

会員対象に、国語または国語教育に関する内容の研修に参加した際にかかる旅費を補助する。

- (1) 所属校において旅費が支給される研修は、対象外とする。
- (2) 旅費補助は 1 回限り、5,000 円を上限とする。
- (3) 令和 5 年 8 月 1 日(火)以降、令和 6 年 1 月 21 日(日)までに実施される研修を対象とし、申請者は実施日の 1 週間前までに、申請書を各支部事務局に提出する。
- (4) 申請者は、報告書を実施後速やかに提出する。1 月 31 日(水)を最終提出期限とする。
- (5) 各会員への旅費の支払いは、1 月以降 2 月 20 日(火)までを目安に各支部事務局から口座振り込みにより行う。

2 補助について

公共交通機関の移動経費を補助の基準とする。

- (1) 出発地から到着地までの公共交通機関を利用した場合の乗車料金を支給する。
(特急料金、指定席特急券等の別途料金は含まない。)
- (2) 私用車を利用する場合も、上記 2-(1)を適用する。(駐車料金は対象外)

3 申請から振り込みまでの流れ

(1) 研修実施前の手続き

- ・ 研修実施 1 週間前までに支部事務局に「研修旅費申請願・承認通知書」を提出し、支部長の承認を受けてください。願に必要事項を記入し、必ず Fax で指定の宛先に送信してください。



- ・ 支部事務局で承認された場合、所属校あてに Fax で「承認通知書」が送信されます。
- ・ 承認されない場合でも、修正して再申請した結果、承認されることがあります。
- ・ 旅費申請が不承認であっても、研修への参加を止めるものではありません。自費での研修参加となります。

(2) 研修実施後の手続き

- ・ 研修終了後速やかに、「研修実施報告書兼旅費支払請求書」に研修の内容が確

認できる資料を添えて、事務局に提出してください。(Fax 不可。持参または郵送)

- ・ 「口座登録依頼書」に必要事項を記入し、事務局に提出してください。
- ・ 補助対象は、令和6年1月21日(日)までに実施が完了し、1月31日(水)までに報告書等の書類が支部事務局に提出された研修です。(期日厳守)
- ・ 旅費は、令和6年1月以降2月20日(火)までを目安に、支部事務局から指定口座に振り込みます。
- ・ 振込完了の通知は行いません。各自、口座にて確認してください。
- ・ 振込が確認できない場合は、支部事務局まで問い合わせてください。
- ・ 振込が完了するまでは、登録を依頼した口座を解約しないでください。変更したい場合は、必ず支部事務局に連絡してください。

この事業は、各支部事務局に申請して手続きを進めてください。

「研修旅費申請願・承認通知書」、「研修実施報告書兼旅費支払い申請書、口座登録依頼書」は、各支部事務局から学校に送付された様式を利用してください。